

(参考) 相談支援専門員の要件について

相談支援事業所に配置する相談支援専門員及び重度障害者等包括支援事業所に配置するサービス提供責任者の資格要件である相談支援専門員の要件については次のとおりです。

特に、相談支援業務に従事される人は、「相談支援従事者現任研修の受講」について今一度御確認いただき、**資格の失効**にならないよう御注意ください。

相談支援専門員の要件

相談支援専門員とは、次の①及び②の要件を両方とも満たす者を言います。

① **実務経験者**^{※1}であること。

※1対象となる業務や年数については、「相談支援専門員の実務経験について」を参照してください。

② 次のア又はイの研修を受講（修了）しており、**相談支援従事者現任研修**^{※2}を5年度ごとに1回^{※3}受講（修了）していること。^{※4}

※2平成24年度以前は「障害者相談支援従事者現任研修」という。

※3ただし、ア又はイの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、現任研修の受講は必須ではありません。

※4ア又はイの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までに、現任研修を受講しなかった場合は、その年度の末日以降、相談支援専門員の資格は失効します。再び、相談支援専門員の要件を満たすためには、再度、都道府県相談支援従事者初任者研修を受講する必要があります。

ア 相談支援従事者初任者研修^{※5}（5日間研修）

都道府県知事が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修です。

※5平成24年度以前は「障害者相談支援従事者初任者研修」という。

イ 障害者相談支援従事者初任者研修（1日間研修）

アの研修のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義のみを受講していただく研修です。（平成18～20年度に実施されました）

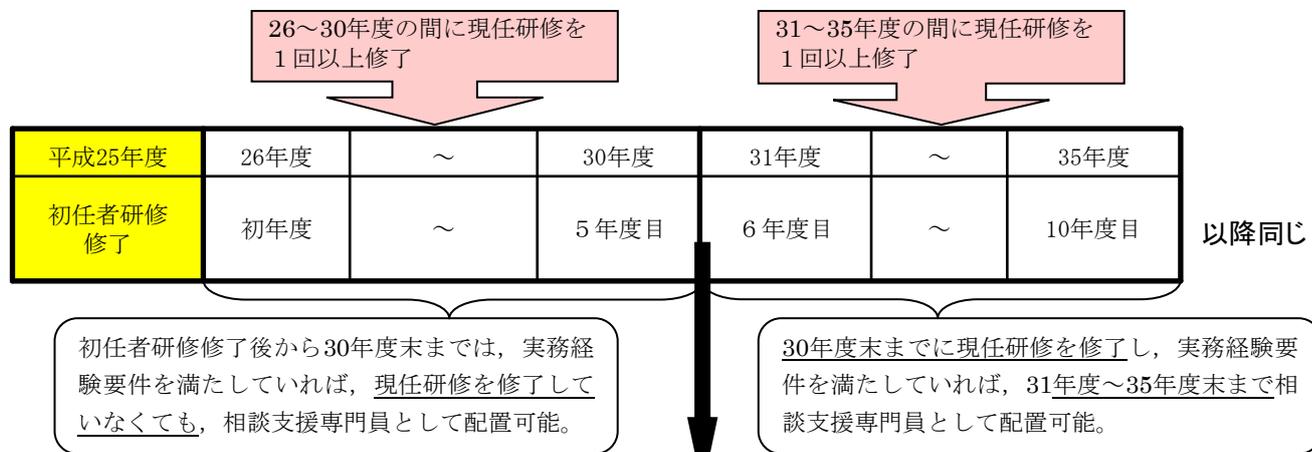
【現任研修について】（補足説明）

現任研修は、初任者研修（上記アまたはイ）を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上修了する必要があります。（以降、5年度ごとに現任研修の受講が必要です。）

※以下の例は、初任者研修の修了時には実務経験年数の要件を満たしている方の場合です。

※指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者についても同様です。

★ 例えば、平成25年度に初任者研修を修了した人は…



（注意）例示の場合、平成30年度末までに現任研修を受講しなかった場合、相談支援専門員資格は失効します。再び、相談支援専門員の要件を満たすためには、再度、初任者研修を受講する必要があります。（以降、5年度ごとに受講しなかった場合も、同様です。）